

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	六ヶ所村 軽自動車税システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

公表日

令和6年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<p>軽自動車税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である4月1日現在で軽自動車を保有している住民または事業所に対して課税される軽自動車税の課税事務(以下を参照)のこと指す。</p> <p>【申告書受付事務】 軽自動車の異動に関する申告の受付を実施する。 ①住民または事業所から提出される軽自動車税(種別割)申告書の受付を行う。 ②陸運支局または軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合)に提出された軽自動車税(種別割)申告書の受付を行う。</p> <p>【当初賦課事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、本人へ通知する。 ①賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ②納税通知書の作成 該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成する。</p> <p>【課税更正事務】 賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 ①当初賦課後に申告書の遅延や減免の申請などにより課税額が変更となった納税義務者に対して、納税通知書及び更正通知書を作成する。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。</p> <p>【公金受取口座登録制度に関する事務】 公金受取口座登録制度の開始に伴い、軽自動車税の還付を受ける公金受取口座を、本人の同意に基づき、情報照会により取得する。 ①還付請求(納税義務者等→村) ②情報照会(村→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③納税義務者等への軽自動車税の還付</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、軽自動車税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②申請書(減免申請書)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。</p> <p>III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(障害者情報など)を取得する。</p>
③システムの名称	宛名システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) ・別表省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</p> <p>(番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠) ○法別表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)</p> <p>48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定及び障害者関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「法務大臣」より「戸籍関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業給付関係情報であって第50条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第50条で定めるもの」 <p>(番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報提供の根拠)</p> <p>なし</p>	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475 ☎0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[委託しない] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[提供・移転しない] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検] [<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月29日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>○別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令第20条</p> <p>27の項より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <p>・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「厚生労働大臣」より「失業給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条</p> <p>(番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条における情報照会の根拠)</p> <p>○法別表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)</p> <p>48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <p>・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定及び障害者関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「厚生労働大臣」より「戸籍関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「厚生労働大臣」より「失業給付関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第50条で定めるもの」</p> <p>(番号の利用等に関する法律第十九条第八号</p>	事後	